

## 特定非営利活動促進法に係る諸手続きの手引きQ&A



## 1. 法律の概要

- (問1) どのような活動が20の分野に該当しますか。また、逆にどのような活動が該当しませんか。
- (問2) 政令市の区域内にのみ事務所を置いており、県内全域で活動を行っていますが、この場合、所轄庁はどこになりますか。
- (問3) 海外に事務所を置いて活動を行っていますが、この場合、設立認証の所轄庁はどこになりますか。
- (問4) 平成28年の法改正はどのようなものですか。
- (問5) 平成28年の法改正はいつから施行され、いつから適用されますか。

## 2. NPO法人の設立について

- (問6) 申請者以外が申請書等の書類の作成等を行うことについて、行政書士以外の者でも行うことが可能ですか。
- (問7) 縦覧の開始後2週間が経過した場合は、一切の補正が認められないのですか。
- (問8) 申請後、補正が認められる事項としてはどのようなものがありますか。
- (問9) 社員を「〇〇町△△丁目、〇〇町□□地域在住者に限る」とすることは、「不当な条件」に当たりますか。
- (問10) 社員がかなりの人数(1,000人以上)いる場合も定款変更等について総会で決めなければならないのですか。また、このような場合に、毎年1回の総会の開催を省略することはできないのですか。
- (問11) 定款によって代表権の制限をしたいのですが、定款上には、どのような定めを置けばよいのですか。
- (問12) 団体の代表者の職名は「理事長」と称さなければならないのですか。
- (問13) 「代表権を有する者」とは、理事全員のことですか。それとも、理事長等理事の代表者のことですか。
- (問14) 代表権を有していない理事についても登記をする必要はありますか。
- (問15) 代表権のない理事が、法人の名で行った行為については、法人は責任を負う必要があるのですか。
- (問16) どのような事項を登記するのですか。
- (問17) 登記の申請書の記載事項と添付書類にはどのようなものがありますか。
- (問18) 登記はいつまでに行わなければならないのですか。登記を行わなかった場合はどうなりますか。
- (問19) 設立の登記の後に行うべきことはありますか。

## 3. 認定NPO法人制度について

- (問20) 認定NPO法人制度とは、どのような制度でしょうか。
- (問21) 認定等を受けたいと考えていますが、どこに相談すればよいでしょうか。
- (問22) 認定等の申請は、NPO法人設立後、いつからすることができますか。

- (問23) 設立から5年以上を経過している場合は、特例認定を受けることができないのでしょうか。
- (問24) 所轄庁の認定等の審査に当たり、申請法人の実態確認が行われますか。
- (問25) 認定等の申請を行ったNPO法人に対して、その申請に対する結果は通知されるのですか。また、有効期間が満了して認定が失効した場合、所轄庁からNPO法人に通知されるのですか。
- (問26) 認定、特例認定の更新をすることはできますか。
- (問27) 寄附者名簿を作成していないと認定されませんか。
- (問28) 寄附者名簿にはどのような内容を記載すればよいのでしょうか。
- (問29) パブリック・サポート・テスト (PST) の判定に当たって、会費を寄附金として取り扱うことはできるのでしょうか。
- (問30) 寄附者の氏名(名称)だけ判明していれば、その寄附金は、パブリック・サポート・テスト (PST) の判定に含めてもよろしいのでしょうか。
- (問31) NPO法人等が寄附者から古本を寄贈(現物寄附)され、当該古本を業者に買い取ってもらったところ5千円に換金できました。この場合、当該古本(現物寄附)の換金額を寄附金としてパブリック・サポート・テスト (PST) の判定に含めてよろしいのでしょうか。
- (問32) NPO法人の設立に当たり、当該NPO法人の前身の団体から財産を受け入れた場合には、当該受入財産については寄附として「総収入金額」及び「受入寄附金総額」に含めて計算してもよろしいのでしょうか。
- (問33) 特定非営利活動に係る事業に加え「その他の事業」を行っており、「その他の事業」を区分経理して活動計算書を複数作成していますが、パブリック・サポート・テスト (PST) について相対値基準を採用する場合、総収入金額には、「その他の事業」に係る収入金額も含めなければならないのでしょうか。
- (問34) 国等からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものとは、どういうものをいうのですか。
- (問35) 社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等はPSTの計算上、国の補助金等として計算してもよいのでしょうか。
- (問36) パブリック・サポート・テスト (PST) の判定に当たって、絶対値基準を採用する予定ですが、寄附者数は具体的にどのように算出すればよいのでしょうか。
- (問37) パブリック・サポート・テスト (PST) について絶対値基準を採用した場合、寄附者数に含めた者・含めなかった者の区別を寄附者名簿に記載する必要がありますか。
- (問38) 絶対値基準において寄附者数を算出するに当たり、役員からの寄附金かどうか、生計を一にするかどうかは、いつの時点で判断すればよいのでしょうか。
- (問39) 寄附者(又は役員)と生計を一にする者とは具体的にどのような者を指すのでしょうか。
- (問40) 絶対値基準において、同一人物が年度をまたいで数回に分けて寄附している場合、寄附者数はどのように計算するのでしょうか。

- (問41) 近所にお住まいのご夫婦から3,000円(夫から2,000円、妻から1,000円)の寄附金を受領しました。この場合、寄附者単位で見ると3,000円未満の寄附となるため、絶対値基準においては、寄附者に含まれないのでしょうか。
- (問42) 条例による個別指定とはどのようなものですか。
- (問43) 条例の個別指定を受けたNPO法人ですが、条例を制定した都道府県(又は市区町村)内には当NPO法人の事務所はありません。この場合でも、パブリック・サポート・テスト(PST)基準を満たすこととなりますか。
- (問44) 条例による個別指定はいつの時点で受けていけばよいのですか。
- (問45) 運営組織に関する要件のうち「配偶者及び三親等以内の親族」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。
- (問46) 運営組織に関する基準のうち「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。
- (問47) 経理に関する基準に「公認会計士又は監査法人の監査を受けていること」というものがありますが、小さな規模の法人でも必ず監査は受けなければならないのでしょうか。
- (問48) 経理に関する基準に「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われている」こととありますが、どのような帳簿書類の備付けなどが必要ですか。
- (問49) 将来の特定非営利活動事業に充てるための積立金は、認定基準等のうち、「総事業費のうち80%以上を特定非営利活動事業費に充てること」及び「受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動事業費に充てること」の両基準において「特定非営利活動事業費」に含めることができますか。

#### 4. 法人の管理・運営について

- (問50) 所轄庁の変更を伴う定款変更の場合の手續と提出書類はどうなっていますか。
- (問51) 所轄庁の変更を伴わない場合の定款変更(認証が必要な場合)の手續と提出書類は何ですか。
- (問52) 定款変更に際して、所轄庁の認証が不要となるのはどんな場合ですか。
- (問53) 定款等については、事務所に備え置く必要はないのですか。
- (問54) 定款等については、毎年提出する必要はないのですか。
- (問55) 役員を変更する場合どのような手續が必要ですか。
- (問56) 特別代理人、仮理事を選任しなければいけない場合はどのような時ですか。
- (問57) 「その他の事業」により赤字が生じた場合はどうなるのですか。
- (問58) その他の事業から生じた利益は、すべて特定非営利活動に係る事業に繰り入れなければならないのですか。
- (問59) 区分経理を行わなければならないのはどのような場合ですか。
- (問60) NPO法人を設立した直後には、どのような書類を法人の事務所で閲覧させればよい

のですか。

(問61) 事業計画書及び活動予算書は毎年作成しなければならないのですか。法人として成立後も所轄庁に提出したり、閲覧させたりすることがあるのですか。

(問62) 事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、決算期に作成されるので、設立当初は備え置く必要がないと考えてよいのですか。

(問63) 法人の事務所における閲覧について、各書類については、いつまでの期間のものを閲覧させればよいのですか。

(問64) 閲覧は、すべての事務所で行わなければならないのですか。

(問65) 法人の事務所で閲覧できる書類と、所轄庁で閲覧、謄写できる書類は異なることがありますか。

(問66) 謄写に当たって、所轄庁から手数料等を請求されることはありますか。

(問67) 貸借対照表の公告はいつから必要ですか。また、現在定款で定めている公告方法を変更する場合、いつまでに定款を変更すればいいのですか。

(問68) 貸借対照表の公告方法を定款で定める場合、どの程度まで具体的に定める必要がありますか。

(問69) 貸借対照表の公告方法を定款において定める場合、複数の手段を定めることはできますか。

(問70) 貸借対照表の公告以外にも公告事項はありますが、貸借対照表の公告のみを別の方法とすることを定款に記載できますか。

(問71) 貸借対照表の公告の方法のうち、電子公告（法第28条の2第1項第3号、法規第3条の2第1項）とはどのようなものですか。

(問72) 電子公告の方法として、LINEを使用する方法は含まれますか。

(問73) 貸借対照表の公告の方法のうち、「主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示」（法第28条の2第1項第4号、法規第3条の2第2項）とはどのような場所が該当しますか。また、マンションや役員の自宅の一室をNPO法人の主たる事務所としている場合はどのような場所に掲示すればいいのですか。

(問74) 貸借対照表の「要旨」（法第28条の2第2項）とはどのようなものをいうのですか。

(問75) 役員が認定又は特例認定の取消しを受けた他の法人の理事を兼ねていたことを知らなかった場合であっても、その法人は欠格事由の対象となるのでしょうか。

(問76) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの（法第47条第4号）とはどのような状態をいうのですか。

(問77) 活動計算書と収支計算書では認定基準等の計算の仕方は違うのですか。

(問78) 事業年度終了後の報告のほかに、認定NPO法人等が所轄庁に提出しなければならない書類はありますか。

(問79) 旧制度に基づき国税庁長官の認定を受け、その認定の有効期間の終了する日が平成24年4月1日以降に到来する認定NPO法人が、国税庁長官の認定の有効期間内に所轄庁の認定を受けた場合には、国税庁長官の認定と所轄庁の認定が並存することになりますが、その場合、事業年度終了後に提出する書類は、国税庁長官と所轄庁の

両方に提出する必要があるのですか。

(問80) 認定NPO法人等が寄附者に対して発行する領収書には、形式の定めはありますか。

(問81) 認定が取り消された場合の取戻し課税とはどのような制度でしょうか。

(問82) 認定NPO法人等に寄附をした場合に税制上の優遇措置を受けるためには、どのような手続きが必要ですか。

(問83) 認定又は特例認定の取消しを受けたNPO法人は、二度と認定を受けることはできないのでしょうか。

(問84) どのような場合に認定、特例認定は取り消されますか。

(問85) 認定基準等に適合しなくなった場合や、認定法人等としての義務違反があった場合、勧告・命令を経ずに取消しが行われることはありますか。

(問86) 事業年度の途中で役員の親族割合基準を満たさなくなった場合、直ちに認定取消しとなるのでしょうか。

## 5. 法人の合併・解散について

(問87) 合併の認証申請の際にはどのような書類を所轄庁に提出する必要がありますか。

(問88) 法第35条第1項の規定により作成する財産目録は、合併前の各法人が作成するのですか。また、どちらの事務所に備え置くのですか。その財産目録は、申請時に提出する財産目録と異なるものですか。

(問89) 合併の際の公告はインターネットによる方法が認められますか。

(問90) 合併の登記は、いつまでに行う必要がありますか。また、登記を行わなかった場合はどうなりますか。

(問91) 認定NPO法人等の合併認定等の基準適合は、どのように判定するのですか。